2025年５月８日

各　位

会 社 名　株 式 会 社 リ ロ グ ル ー プ
代表者名　代表取締役ＣＥＯ　中 村 謙 一
（コード：8876　東証プライム市場）
問合せ先　取締役CFO兼CIO　門 田　康
（ＴＥＬ０３－５３１２－８７０４）

譲渡制限付株式報酬制度の実施に関するお知らせ

当社は、2025年５月８日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本制度の実施目的

当社は2026年３月期を初年度とする４ヵ年の中期経営計画「第四次オリンピック作戦」を策定し、2029年３月期連結業績において、売上収益2,000億円、営業利益500億円を目標としております。「第四次オリンピック作戦」の詳細につきましては、2025年５月８日公表の「中期経営計画「第四次オリンピック作戦」策定に関するお知らせ」をご参照ください。この「第四次オリンピック作戦」の達成に向けて、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を支給するものです。本制度は、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社グループの企業価値の持続的な向上を図ると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事を目的としております。

２．本制度の概要

（１）割当対象者

本制度の割当対象となるのは、一定の条件を満たす当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員（以下、「対象者」といいます。）であり、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する者を予定しています。

当社及び当社子会社は、対象者に対し、現物出資財産として給付するための金銭報酬債権を支給しますが、これにより対象者である当社及び当社子会社の従業員の賃金が減額されることはありません。

（２）割当株式数

本制度に基づき対象者に対して発行又は処分される普通株式の総数は、700,000株（発行済株式数に占める割合0.46%）以内を予定しており、また、その発行又は処分の価額は恣意性を排除した形で算出を行い、対象者にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。

（３）その他

当社取締役向けの本制度に基づく譲渡制限付株式の割当の要件及び概要、報酬額並びに発行または処分株式数の上限等につきましては、2025年６月25日開催予定の当社第58回定時株主総会にて株主の皆様にご承認いただくことを条件とし、また、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員への譲渡制限付株式の具体的な割当時期、発行又は処分株式数、対象者の範囲その他の本制度の具体的な内容については、当社取締役会において決定いたします。

以　上